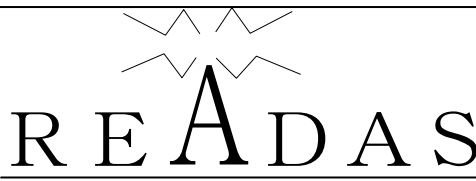


第 4987 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 5月22日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 法定調書を光ディスクで提出する場合

**Q**：法定調書を光ディスクで提出する場合の申請方法が変わったとか。どのようになったのですか？

**A**：みなし承認制度ができました。

### 【解説】

法定調書を光ディスク等で提出する場合、これまでは、税務署に対して「支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書」を提出して、税務署長から承認を受けなければなりませんでした。

しかし、平成26年度の税制改正で、承認申請書を提出するだけで、税務署長から自動的に承認されたものとみなされる「みなし承認制度」が創設されました。

みなし承認制度とは、「支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書」を所轄の税務署に提出し、承認申請書の提出日から2ヶ月を超えて通知がない場合には、その申請が承認されたものとみなされるというもので、事務の簡便化の観点から導入されることとなったものです。

この改正は、平成26年4月1日以後から施行されています。

なお、今回の改正では、本店が支店の法定調書を一括して税務署に提出ができる「本店等一括提出制度」も創設されています。

